

～フォトグループ葦から～

「フォトグループ葦」会員募集

フォトグループ葦では、写真の好きな仲間を募集しています。

好きな写真を好きな仲間と一緒に写真の事をあれこれ話し合ったり写真の見せ合いをしているうちに、写真のおもしろさがわかってきます。一緒に写真を楽しみましょう。

問合せ先

会長 竹内 恭一 TEL57-2645

事務局 外崎 義信 TEL57-4436



～青森労働局労働保険徴収室から～

事業主の皆様へ 労働保険(労災保険・雇用保険) の申告・納付はお済でしょうか

平成19年度確定保険料・平成20年度概算保険料等の申告時期となりました。

保険料申告書の提出及び保険料の納付期限は5月20日です。

お早めにお近くの金融機関、郵便局等で手続をして下さい。

なお、申告・納付が同時にできないときは、黒と赤で印刷された申告書は最寄の労働基準監督所又は青森労働局へ、ふじ色と赤で印刷された申告書は青森労働局へ提出してください。

問合せ先 青森労働局総務部労働保険徴収室

TEL017-734-4145

～青森地方法務局五所川原支局から～

「無料相談」法務局なんでも相談 &特設人権相談を実施します

◇日時…6月1日(日) 10時30分～15時

◇場所…五所川原市エルム文化センター

パーティールームA・B

問合せ先 青森地方法務局五所川原支局総務課

TEL34-2330

～青森労働局労働基準部から～

労働契約法が 平成20年3月1日から施行されます

就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり、個別労働紛争が増えています。この紛争の解決の手段としては、裁判制度のほかに、平成13年から個別労働紛争解決制度が、平成18年から労働審判制度が施行されるなど、手続面での整備は進んできました。

しかし、このような紛争を解決するための労働契約についての民事的なルールをまとめた法律はありませんでした。

このような中で、平成19年12月に「労働契約法」が制定され、労働契約についての基本的なルールが分かりやすい形で明らかにされました。これにより、紛争が防止され、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されます。

労働契約法の詳細については、下記にお問合せください。

問合せ先 青森労働局労働基準部監督課

TEL017-734-4112

～(社)西北労働基準協会から～

“2級ボイラー技士免許”の資格を取ろう

ボイラー実技講習を修了すると、国家資格である「2級ボイラー技士免許」の受験資格が得られます。

講習会

◇日時…5月3日から5日(3日間)

午前9時から午後5時5分まで

◇会場…(社)西北労働基準協会 2階大ホール

◇受講料…一般10,500円

◇テキスト代…2,200円(内訳ボイラー実技1,100円・ボイラー図鑑1,100円)

◇締め切り…4月25日か定員60名に達し次第締切ります。

◇持参する物…筆記用具

◇申込先…(社)西北労働基準協会 TEL35-6336

2級ボイラー技士免許試験案内

◇高校生 試験日…7月29日(火)

会場…青森県観光物産会館

◇一般 試験日…9月21日(日) 会場…青森大学

※高校生も受験できます。

～NTT東日本から～

NTT東日本発行の電話帳を
配達・回収致します

NTT東日本青森支店では、4月中に順次、新しい電話帳(平成20年度5月発行)を各ご家庭・事業所へお届けします。

その際、現在お使いの電話帳は、新しい電話帳とお取替いたしますので、配達員へお渡してください。

NTTでは、地球環境保護として、回収した古電話帳から新しい電話帳を作る「電話帳循環型リサイクル」を行っています。

なお、ご不在時等で配達員に古い電話帳を渡せなかった場合、後日改めて回収に伺いますので、下記「タウンページセンタ」までご連絡ください。お届けする電話帳の変更や配達冊数につきましても、タウンページセンタまでご連絡ください。

問合せ先 タウンページセンタ
TEL0120-506-309

～西北地域県民局県税部から～

自動車税の納付は
口座振替をご利用ください

県では、自動車税の口座振替の申込みを受け付けています。

申込期限は4月30日迄となっておりますので、申込みされる方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、取扱金融機関または地域県民局県税部でお申込みください。(すでに口座振替を申込まれている方で、自動車の買換え等により申込内容が変更された場合も再度申込が必要となります。)

なお、自動車税以外にも個人事業税、法人県民税・事業税及び軽油引取税の口座振替の申込みも受け付けていますので併せてご利用ください。

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>

問合せ先 西北地域県民局県税部管理課

TEL34-2111 内線205

中泊119

春の火災予防運動 始まる

4月14日(月)から春の火災予防運動が始まります。

【目的】

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるのにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とする。

【統一標語】

『火は見てる
あなたが離れる
その時を』

【実施期間】

平成20年4月14日(月)～20日(日)までの7日間です。

【重点目標】

- (1)住宅防火対策の推進。
- (2)放火火災・連続放火火災防止対策の推進。
- (3)特定防火対象物における防火安全対策の

徹底。

- (4)林野火災予防対策の推進。
- (5)地域における防火安全体制充実。
- (6)震災などにおける出火防止対策等の推進。
- (7)大規模産業施設の安全確保。
- (8)電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進。
- (9)消火器の適切な維持管理。
- (10)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進。
- (11)文化財建造物などの防火安全対策の徹底。

火入れ、ゴミ等の焼却について

雪も溶けて、天気の良い日も多くなりました。皆さん、火入れやゴミ等の焼却をする事もあるかもしれませんが、この季節は空気が乾燥していて、火災が発生しやすくなっていますので、火入れやゴミ等の焼却は止めましょう。



平成20年4月号

火事/救急/救助は
119番
五消防本部病院紹介
34-4999番
中里消防署
57-2370番
小泊消防署
64-2375番